

岩沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩沼市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「50万円」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩沼市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。